

第52号議案

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、次のとおり決定されたく提出いたします。

令和6年2月13日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

群馬県立特別支援学校管理に関する規則（昭和四十二年群馬県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

- ・第四十五条中「学校に」を「学校（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会を置く学校を除く。）に」に改める。

2 改正の理由

令和6年度に、県立学校へコミュニティ・スクールを導入（学校運営協議会を設置）するため。

3 施行期日

令和6年4月1日

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立特別支援学校管理に関する規則（昭和四十二年群馬県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「学校に」を「学校（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会を置く学校を除く。）に」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県立特別支援学校管理に関する規則 昭和四十二年四月一日教育委員会規則第五号</p> <p>第十二章 学校評議員 (学校評議員)</p> <p>第四十五条 <u>学校（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会を置く学校を除く。）</u>に、学校評議員を置く。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 昭和四十二年度の教育課程は、第八条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年四月末日までに編成するものとする。</p> <p>3 平成二十七年三月三十一日に渡良瀬養護学校しろがね分校、前橋高等養護学校伊勢崎分校、榛名養護学校沼田分校、みやま養護学校藤岡分校又はみやま養護学校富岡分校に在学する者は、第三十七条の規定にかかわらず、それぞれしろがね特別支援学校、伊勢崎高等特別支援学校、沼田特別支援学校、藤岡特別支援学校又は富岡特別支援学校の相当学年に同年四月一日に転学させるものとする。</p> <p><u>附 則（令和六年〇月〇日教育委員会規則第〇号）</u> <u>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</u></p>	<p>○群馬県立特別支援学校管理に関する規則 昭和四十二年四月一日教育委員会規則第五号</p> <p>第十二章 学校評議員 (学校評議員)</p> <p>第四十五条 <u>学校</u>に、学校評議員を置く。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 昭和四十二年度の教育課程は、第八条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年四月末日までに編成するものとする。</p> <p>3 平成二十七年三月三十一日に渡良瀬養護学校しろがね分校、前橋高等養護学校伊勢崎分校、榛名養護学校沼田分校、みやま養護学校藤岡分校又はみやま養護学校富岡分校に在学する者は、第三十七条の規定にかかわらず、それぞれしろがね特別支援学校、伊勢崎高等特別支援学校、沼田特別支援学校、藤岡特別支援学校又は富岡特別支援学校の相当学年に同年四月一日に転学させるものとする。</p>